

資金決済法及び関連政令・内閣府令案の概要

1. はじめに

本年6月24日、資金決済に関する法律(以下「資金決済法」又は単に「法」といいます。)が公布され、これによって、一定金額以下の送金業務が、銀行及びそれに準じる金融機関(以下便宜上「銀行」と総称します。)以外の企業にも広く開放されることとなりました。言い換えれば、銀行法等の「重い」規制に服する「フルライン・バンク」及び「ナロー・バンク」(セブン銀行等の決済専門銀行)の他に、送金業務のみを行う「超ナロー・バンク」(資金移動業者)が、資金決済法に基づく「軽い」規制の下で事業を展開することが認められることとなりました。また、現行の「前払式証券の規制等に関する法律」(以下「プリカ法」といいます。)は資金決済法に吸収され、プリカ法で規制の対象とされていた紙型・IC型の前払式支払手段(プリペイド・カード等)に加えて、サーバ型の前払式支払手段(現在一般に「電子マネー」として利用されているもの)についても、資金決済法の下で新たに規制の対象とされることとなりました。同法の公布を受けて、既に米ネット決済大手のPayPalがわが国への本格参入の検討を開始した旨報じられており、また、NTTドコモが、みずほ銀行を所属銀行とする銀行代理業(銀行法52条の36以下)の許可を取得した上で、1か月2万円を限度に相手の携帯番号を指定するだけで送金が可能となる「ケータイ送金サービス™」を開始する等、関連業界の動きも活発になってきています。

この資金決済法は、本年6月24日から1年以内に別途施行期日政令で定める日に施行されますが、本年12月7日、

金融庁は同法に関連する政令及び内閣府令案を公表し、資金決済法に基づく関連規制の全貌が漸く明らかになりました(なお、金融庁は、本年12月14日、「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係、14 資金移動業者関係)(案)」(以下、当該事務ガイドライン第三分冊の案を「事務ガイドライン第三分冊案」といいます。)を公表し、パブリック・コメント手続に付しています。)。関連する政令・内閣府令案についてのパブリック・コメントは来年2010年1月8日まで受け付けられますが、本ニューズレターでは、資金決済法並びにパブリック・コメント手続に付された政令案及び内閣府令案を前提に、資金決済法に基づく関連規制の概要を紹介することとします。

2. 資金移動業について

(1) 収納代行等の取扱い

資金決済法の制定前より、コンビニ等が公共料金等について行っている収納代行業務や、宅配業者が行っている「代金引換え」(いわゆる「代引き」)方式による通販商品の配送・代金回収業務等については、銀行法により、銀行のみが営むことができることとされている「為替取引」に該当するのではないかと指摘されてきました。この点、判例は、『為替取引』とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること(最高裁平成13年3月12日決定⁽¹⁾)であると解していますが、この判示によっても、上記の収納代行や「代引き」サービスが「為替取引」に該当するか否かは必ずしも明らか

本ニューズレターの執筆者

おあた よう
太田 洋パートナー
弁護士まつした よしひで
松下 由英アソシエイト
弁護士

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話:03-5562-8352 E-mail:info@jurists.co.jp)

ではありません。

資金決済法では、「為替取引」を金額によって区分し、一定金額以下の「為替取引」は「軽い」資金移動業の登録を得れば営むことができるとして規制緩和が図られる一方、それより大きな金額の「為替取引」については、従来通り、「重い」銀行免許を得ない限りは営むことができないとする規制が維持されました。資金決済法施行令案では、この両者を分ける境界は100万円とされ⁽²⁾、それ「以下」の金額の「為替取引」であれば、資金移動業の登録を得るだけで営むことができるとされています。

以上のような規制の整理がなされた結果、資金移動の金額が例え1円であっても「為替取引」に当たることが明確化された一方、①原因取引に付随して行われる資金移動や、②回収を行う者が代理受領権限を有する場合の当該代理受領に伴う資金移動が「為替取引」に該当するか否かは、従来通り、解釈に委ねられることとなりました。しかしながら、立法の経緯に鑑みれば、銀行業の許可や資金移動業の登録なしに収納代行業務や「代引き」サービスを行っても、監督当局がこれらを問題視することは非常に考えにくいと思われます。

もっとも、収納代行業者や「代引き」サービスを行う業者が資金移動業の登録を取得すること自体は何ら禁じられていないので、資金決済法の施行後は、これらの業者の中から、「お墨付き」効果に基づく他の業者との差別化等を狙って、資金移動業の登録を取得する動きが出てくることも十分に予想されるところです。

なお、資金移動業の登録を取得した場合には、資金移動に関与する場合に従前から問題とされてきた、出資法上の預り金規制との関係でも、資金移動サービスに当然に附随する限度であればかかる規制の対象外と解されることになると思われ、この点でも、従来の法的リスクの払拭が可能となります。

(2) 資金移動業者の登録

もっとも、資金移動業の登録を行うことができる主体は、株式会社又は国内に営業所を有する外国会社に限られており(法40条1項1号)、公益法人や一般社団法人は登録を受けることができません。この点で、公益法人や一般社団法人

でも登録が可能とされている後述の第三者型前払式支払手段の発行者についての登録規制(法8条1項1号、10条参照)と異なります。また、日本国内に営業所を有しない外国会社(例えば、ネット決済会社)が資金移動業の登録を受けることもできません。

(3) 履行保証金の保全

資金移動業者には、1か月以内の期間で内閣府令が定める期間毎に、分配費用を含む滞留資金の100%の額(要履行保証額)以上の履行保証金を保全すべき義務が課されています(法43条)。その保全の方法は、原則的には①供託ですが、その場合、上記期間における要供託額以上の額の保証金を、その期間の末日から1週間以内に、本店の最寄りの供託所に供託すべきものとされています(法43条1項)。この他、保全の方法としては、②信託会社等との間で履行保証金信託契約を締結する方法が認められており、資金移動サービスの国内における利用者を信託財産の元本の受益者として及び受益者代理人を置いていること等を内容とする信託契約を締結することにより、供託に代えることが可能とされていますが、信託法の改正によって新たに利用可能となった自己信託の方法は、保全の方法としては認められていません。信託会社等に支払うコスト等の関係で、この点は将来の見直しの際の課題であると思われます。この他の保全の方法としては、③銀行との間で履行保証金保全契約を締結する方法が認められています。

資金移動業者府令案11条1項では、上記1か月以内の期間は「1週間」と定められました。従って、この府令案が確定すれば、資金移動業者は、1週間毎に履行保証金額を算定した上で、次の1週間の間に要履行保証額を供託しなければならないこととなります。

(4) 資金移動業者の義務

資金移動業者が登録を受けた場合、その義務として、①情報の安全管理措置を講じるべき義務(法49条)、②資金移動業を第三者に委託した場合の委託業務の適正且つ確実な遂

行を確保するために必要な措置を講じるべき義務(法 50 条)、並びに③利用者の保護等に関する措置として、(a)銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明、(b)手数料その他の資金移動業に係る契約の内容についての情報の提供及び(c)その他の必要な措置を講じるべき義務を負うものとされています(法 51 条)。その裏面として、これらの遵守のために必要な体制の整備や資金移動業の遂行のための体制整備等が行われていない等の場合には、登録が拒否されるものとされ(法 40 条 1 項 4 号、5 号)、登録後に必要な体制整備を欠いていた場合には登録取消事由に該当するものとされています(法 56 条 1 項 1 号)。

上記の具体的な内容として、資金移動業者府令案では、上記①所定の情報の管理に関しては、資金移動業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置(府令案 24 条)及び個人利用者情報の漏えい等の防止を図るための措置(府令案 25 条)を講じることが、上記②所定の委託業務関連では、委託業務を適切且つ確実に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置等を講じること(府令案 27 条参照)が、それぞれ求められています。また、資金移動業者府令案では、上記③(c)所定のその他の措置として、犯罪行為が行われた疑いがあると認める場合に当該為替取引の停止等を行う措置及びインターネットによる利用者が資金移動業者と他の者を誤認することを防止するための措置等が定められています(府令案 31 条)。

更に、事務ガイドライン第三分冊案では、その「14 資金移動業者関係」において、資金移動業者の監督上の評価項目、監督に係る事務処理上の留意点が明らかにされています。

(5) 資金決済法の制定によって新たに切り拓かれるビジネス分野

資金決済法の制定により、特に C to C の分野における送金事業について、新たな展開が生じる可能性があります。例えば、銀行口座間で送金を行うのではなく、送金業者の設定するアカウント間で送金を行うことを可能にすることで送金手数料を低く抑える送金サービスが登場する可能性があります。実際、現在、PayPal が米国等で展開しているサービスに

おいては、支払先の PayPal アカウントを指定する(なお、eBay の出品者が PayPal を支払手段として指定している場合には送金者は別途 PayPal アカウントを指定する必要はありません。また、他の場合でも支払先の e-mail アドレスの指定で PayPal アカウントを指定したことになります。)ことで、自己の PayPal アカウントから低額の送金手数料(支払先が負担)で送金することが可能とされており、ネット・オークションの落札者・出品者間の送金等で広く利用されています。このサービスでは、送金受領者の e-mail アドレス情報のみで送金が可能であって銀行口座又はクレジットカード番号を決済の相手方に知らせる必要がない点で、利用者にとっての利便性も高いとされています⁽³⁾。

もともと、この点に関しては、資金決済法の附則 31 条により、犯罪による収益の移転防止に関する法律が改正されており、資金移動業者は特定事業者として本人確認義務が課せられていることに留意が必要です。

3. 前払式支払手段について

(1) 資金決済法による規制の拡大

プリカ法では、前払式支払手段の金額が記載又は記録される媒体が「証票その他の物」に限られていましたが、資金決済法により「電子機器」が加わりました。これにより、現在急速に普及しつつあるカードが不要な電子マネー(サーバ型の前払式支払手段)が新たに規制対象とされることとなりました⁽⁴⁾。

(2) 前払式支払手段及び前払式支払手段発行者の分類

前払式支払手段は、物又は役務等の提供の代金支払に使用するもの(例えば、商品券等)と、物又は役務等の提供の給付請求が可能なもの(例えば、ビール券等)に分類されます(法 3 条 1 項)。前払式支払手段には、①自家型前払式支払手段((a)その発行者(密接関係者を含みます。))に対してのみ代金支払の用に供することが可能なもの又は(b)発行者(密接関係者を含みます。))に対してのみ給付請求が可能なもの(法 3 条 4 項))と、それ以外の、汎用性がある点でより通貨に類

似した、②第三者型前払式支払手段((a)その発行者以外に
対して代金支払の用に供することが可能なもの又は(b)給付
請求が可能なもの)(法 3 条 5 項)とがあり、後述の通り、両
者で規制の程度に差が設けられています。この点は、プリカ
法の規制構造と同様です。

(3) 前払式支払手段発行者の届出・登録

上記①所定の自家型前払式支払手段の発行者は届出制の
規制(法 5 条)、上記②所定の第三者型前払式支払手段の発
行者は登録制の規制(法 7 条)に、それぞれ服するものとされ
ており、この点はプリカ法と同様です。但し、①の自家型前払
式支払手段の発行者については、「基準日未使用残高」(法 3
条 2 項。毎年 3 月末と 9 月末までに発行した前払式支払手
段の当該各末日現在の未使用残高の合計額として内閣府令⁽⁵⁾
で定めるところにより算出した額)が基準額(法 14 条 1 項。
資金決済法施行令第 6 条では 1,000 万円とされています。)
を超えない限り届出が不要とされています(法 5 条 1 項)。こ
の点、プリカ法では、自家型発行者は、基準日未使用残高が
700 万円の基準額(プリカ法施行令第 7 条)を超えない限り届出
が不要とされていた(プリカ法 4 条 1 項)ところですので、今回
の施行令案が確定すれば、若干の規制緩和が図られること
になります。

(4) 発行保証金の保全

上記①所定の自家型前払式支払手段及び上記②所定の第
三者型前払式支払手段のいずれの発行者も、「基準日未使
用残高」が基準額(上記の通り、施行令案では 1,000 万円)以
上の場合には、当該未使用残高の 50%以上の額の発行保
証金を供託等することが必要とされています(法 14 条)。発行
保証金の保全の方法に関しては、プリカ法の規制が緩和され、
供託及び銀行等との発行保証金保全契約の他、新たに
信託会社等との発行保証金信託契約の方法が認められるこ
ととなりましたが、資金移動業者の履行保証金の保全の場合
と同様に、自己信託の方法は認められていません。

(5) 前払式支払手段発行者の義務

上記②所定の第三者型前払式支払手段の発行者には、情
報の安全管理措置を講じるべき義務が課されるものとされて
おり(法 21 条)、かかる義務の遵守のために必要な体制の整
備が行われていない等の場合には登録拒否事由(法 10 条 1
項 5 号)に該当するものとされています。また、登録後に必要
な体制整備を欠くに至った場合には登録取消事由に該当する
こととなります(法 27 条 1 項 1 号)。この点、プリカ法では、第
三者型発行者には、業務を適格に遂行するに足る財産的
基礎を有しないことが登録拒否事由とされるのみで、情報の
安全管理措置・体制整備の義務は規定されていなかったとこ
ろですので、この点では、規制の強化が図られています。

更に、事務ガイドライン第三分冊案では、その「5 前払式支
払手段発行者関係」において、前払式支払手段発行者の監
督上の評価項目、監督に係る事務処理上の留意点が明らか
にされています。

4. 企業ポイントについて

小売、クレジット、航空等に係る事業者が、販売促進又は顧
客囲込み等を目的として発行する企業ポイント(例えば、
TSUTAYA の T ポイントや航空会社のマイル等)は、原則とし
て資金決済法(のプリカ法を継承した部分)による規制を受け
ませんが、一定の場合には、資金決済法の下で、企業ポイン
トの発行者に対し、前述の前払式証票発行者についての規
制が及びます。

企業ポイントが資金決済法の適用を受けるか否かのメルク
マールは、それが有償で発行されたか否かです。即ち、前払
式支払手段は「対価を得て発行される」ものであるとされてい
る(法 3 条 1 項)ことから、無償で発行される企業ポイントは前
払式支払手段に当たらず、資金決済法の適用を受けないこと
が明らかです。

もっとも、境界領域事例として、無償で発行された企業ポ
イントとの交換によって別の企業ポイントが発行された場合(い
わゆるポイント交換の場合)、新たに発行された企業ポイン
トは「対価を得て発行されるもの」に該当するかどうかについて

は争いがあります。この点、「対価を得て発行されるもの」に該当しないという考え方は、交換のために利用された企業ポイント(旧ポイント)が無償で発行されており、交換によって発行される企業ポイント(新ポイント)についても同様に無償で発行されるものであることから、新ポイントは旧ポイントと「無償で発行された」という点において性質が変わるものではないこと等を根拠にします⁽⁶⁾。

しかしながら、このような比較的リベラルな見解⁽⁷⁾に立っても、例えば、ポイント交換が、有償で発行された企業ポイント X (=前払式支払手段に該当する)を対価として企業ポイント Y を発行するものであるような場合には、新たに発行された企業ポイント Y も同じく「前払式支払手段」に該当し、その発行者は資金決済法の規制に服することになると解されます。なお、「対価を得て発行される」企業ポイント Z と、無償で付与される企業ポイント Z とが混在する場合、これらの分別管理ができない場合には、無償発行分を含めて全てが前払式支払手段に該当すると考えられる可能性が高い⁽⁸⁾ことには注意が必要です。

なお、ポイント発行に関する会計処理については種々議論がなされているところであり、近時では、無償で発行された企業ポイントについても会計上引当金処理を行っている例も増加していますが、更に進んで、一部の先進的な企業では、引当金相当額の現金を信託財産として分別管理するなどして、ポイントを獲得した消費者の保護を図っています⁽⁹⁾。これとの関係で、無償で発行された企業ポイントについても、先進的な事業者の中には、一定の範囲で消費者保護のため前払式支払手段に該当するものとして規制すべきではないかとの意見が出てくるようになってきています。企業ポイントについて消費者保護の見地からの対応が必要となってきた中、傾聴に値する意見であると思われます。

以上

⁽¹⁾ 刑集 55 卷 2 号 97 頁。

⁽²⁾ 資金決済法施行令第 2 条。

⁽³⁾ NTT ドコモの「ケータイ送金サービス™」では、外観上、この PayPal アカウントを携帯番号に置き換えた形でのドコモ利用者間での送金が可能とされています。

⁽⁴⁾ なお、Edy については、本来はここでいうサーバ型の前払式支払手段として整理することも可能であったように思われますが、従来からカードを「証票」とすることで、プリカ法の規制を受けることを任意に選択していたところから。

⁽⁵⁾ 前払式支払手段府令第 4 条。

⁽⁶⁾ 平成 21 年 1 月 14 日付け金融庁金融審議会金融分科会第二部会「資金決済に関する制度整備について—インベーションの促進と利用者保護—」別添金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告 6 頁。

⁽⁷⁾ 野村修也教授はこの見解を採られています(落合誠一ほか「資金決済法と電子商取引実務への影響(下)」NBL908 号 65 頁[野村修也発言](2009))。

⁽⁸⁾ 旧法下の解説として、大蔵省銀行局内プリペイドカード研究会編『前払式証票[商品券・ギフト券・プリペイドカード等]規制法の実務解説』(1991 年、日本法令)69 頁。資金決済法の議論でも、かかる見解を変更するような解釈は不当です。

⁽⁹⁾ 落合ほか・前掲注(7)の文献 65 頁[太田洋発言]参照。